

〈共同研究〉

「最高裁における評議過程の研究～團藤文庫を素材にして」

團藤重光と破壊活動防止法

— 所蔵史料の紹介と解説 —

太田 宗志*

- 1、はじめに
- 2、破壊活動防止法と團藤
 - (1) 破壊活動防止法の概要
 - (2) 團藤の主張
 - (3) 破防法への見通し
- 3、政治的暴力行為防止法案等と團藤
 - (1) 政治的暴力行為防止法案等の概要
 - (2) 團藤の主張
- 4、史料の紹介・仮目録
 - (1) 史料の位置付け
 - (2) 重要史料
 - (3) 各史料の説明
- 5、むすびにかえて

1、はじめに

龍谷大学矯正・保護総合センターは、法学者・團藤重光（1913～2012年、以下「團藤」と呼ぶ）から寄贈を受けた史料（以下「團藤文庫」と呼ぶ）を個人文書として所蔵し、團藤の人間像を明らかにする総合的研究や史料調査を進めている。また、史料を多くの人々の研究利用に供して欲しいという旧蔵者の意思を実現するために将来構想として史料の一般公開を目指している。なお、筆者は、同センターにおいて團藤文庫の研究と史料調査を担当している。

小稿は、團藤文庫研究の一端を公表することを目的としており、團藤文庫所蔵史料のうち、「破壊法立法経過」と題する（ボール紙で覆われた）文書類の紹介と仮目録の提示を任務とする。

小稿においては、團藤が法学者として戦後の治安立法とどの様に対峙したのかについて、破壊活動防止法、政治テロ行為防止法案・政治的暴力行為防止法案（未成立）の立法過程を題材に解説を加える。その上で史料の紹介ならびに仮目録の提示を行っていくことにする。なお、解説において團藤の目指す法学者の役割・あり方の一端が明らかとなろう。

2、破壊活動防止法と團藤

(1) 破壊活動防止法の概要

まず、題材として検討する戦後治安立法の概要と同立法に対する團藤の主張について解説を行う。

破壊活動防止法（以下「破防法」と呼ぶ）案は、1952（昭和27）年4月28日のサンフランシスコ講和条約発効に伴う団体等規制令（昭和24年4月4日政令第64号、いわゆるポツダム命令）の180日後の失効を控え、政府により第13回国会において提案されたものである。破防法案は、治安確保の空白状態を回避することを企図したものであった。

破防法案は、戦前の治安維持法等の治安立法を再帰させるものであり、激しい国民的議論を巻き起こした。しかし、破防法法案は、同時に政府提案されていた公安審査委員会設置法案、公安調査

* 龍谷大学大学院法学研究科博士後期課程 学生

庁設置法案とともに同年7月4日に成立した。

破防法の提案は「直接国民の基本的人権に影響を与えるゆえをもって朝野の重大なる関心を喚び、ひとたびこの法案が国会に上程されるや賛否の両論が各方面からごうごうとして起¹⁾」ったと立案当局が解説書において述べるように国民の関心を大いに集め、激しい議論が衆参両院の本会議・法務委員会を舞台に展開された。同法の審議をめぐって、衆参両院法務委員会は公聴会を複数回（衆議院：1952（昭和27）年4月30日、同5月2日、参議院：同5月26日、27日）開催しており、各界を代表する人々が公述人として参席し、持論を展開した²⁾³⁾。團藤は、同年4月30日に開催された衆議院法務委員会公聴会において学界を代表する公述人の1人として後述のように発言し、破防法案に内在する問題点を指摘、批判している。以下、第十三回国会衆議院法務委員会公聴会議録1号に基づいて團藤の主張を整理する。

（2）團藤の主張

破防法案の規定において、團藤がとりわけ問題としたのが破壊活動の定義と罰則の問題、そして（行政の）規制措置の手續に関する問題である。

破壊活動の定義と罰則の問題で團藤が焦点を当てるのが、構成要件の広汎性・不明確性である。破防法案37条（現行法では38条）は以下のように規定されていた。

破防法法案第三十七条

刑法第七十七条の罪の教唆若しくはせん動をなした者は、七年以下の禁こに処する。

2 刑法第七十八条若しくは第七十九条の罪の教唆若しくはせん動をなした者は、刑法第七十七条、第七十八条若しくは第七十九条の罪の実現を容易ならしめるために、その実現の正当性若しくは必要性を主張した文書若しくはと図画を印刷し、頒布し、公然揭示し、若しくは頒布し若しくは公然揭示する目的をもって所持した者は、五年以下の禁こに処する。

3 （略）

ここでは、内乱罪の教唆と同時に、内乱罪の予備、陰謀、幫助に対する予備、陰謀、これらの罪を容易化するための正当性もしくは必要性を主張する文書・図画の印刷、頒布、所持等を罰する規定が盛り込まれている。

團藤は、扇動の意味を最も重要な点として注目する。破防法案第37条においては、教唆と扇動が併せて規定されているが、どの程度のものが扇動行為となるのか、その限界が不明確であり、広きに失すると論断する。また、法案に謳う文書図画の印刷、頒布、所持等を処罰する点は、言論の自由を侵害しないで済むか疑いなきを得ないと疑問を呈している。そして、上記のような罰則が創設されると、犯罪捜査の範囲が非常に拡大することになり警鐘を鳴らすのである。

破防法案は、行政処分によって破壊活動団体の解散や機関紙の発刊停止処分等が盛り込まれていたことから、團藤は破壊活動団体の規制措置の手續に関する問題についても以下の様に「根本的に疑問」を持ち、行政処分による規制ではなく司法処分による慎重な規制が必要ではないかと訴える。

「…言うまでもなく、団体活動の制限あるいは、団体の解散の指定は、憲法の保障するところの言論の自由、集会の自由に対して非常に大きな危険をもたらすものであります。

その自由を制限するにつきましては、よほど慎重でなければならない。私は、これは、行政処分をもって行い得るものかどうかを疑問とするのであります。私の見解を率直に申すならば、これはむしろ司法処分にすべきものではないかと思ひます。⁴⁾」

團藤は、法務委員との質疑の中で、破防法案自体が実質的には相当に重要な刑法改正と同様の意味を持つことから、基本法典である刑法の様に法制審議会での検討を行うべきであるとの意見を付すとともに、自己の提案を整理しながら下記2点の指摘と提案を行う。

第1点が、破防法案より扇動罪を抹消することが至当ということである。團藤は、教唆を独立罪

とすれば、扇動罪が企図するものの相当がまかなわれ、その代わりとなると主張する。これは教唆が必ずしも特定少数の者に向けられたものではないということの意味している、もちろん教唆を独立罪とすること自体にも若干の疑問があることも付け加えている。第2点に、破壊活動団体の解散や機関紙の停止といった処分は、司法処分となって初めてなし得るものであることを指摘している。言論、集会の自由を制限するということは極めて重大であるから、裁判所において有罪判決がなされた場合に初めて規制措置をとるのが適当であると主張している⁵⁾。

(3) 破防法への見通し

團藤は、破防法成立後に記した同法の成立経緯や概要に関する書物の原稿（後掲史料 No.19）⁶⁾で、同法提案の性格に関して、「これは占領下における管理法令としてのみ許されるべきもので、もともと憲法のもとに許されるべき事項をはるかに超え」たものであると分析しながら、「政府が講和発効後も、同じ治安法制を維持しようとしたところに根本の無理がある」と法案の建前を鋭く批判する。

そして、破防法制定後の見通しが、将来の社会情勢、政治情勢にかかっている点を指摘し、次のような決意を高らかに闡明する。

「われわれは治安維持法の教訓を知っている。破防法の運営を監視していくことはわれわれの権利でもあり、義務でもある。破防法そのものの改廃ということも、諦めていない」

3、政治的暴力行為防止法案等と團藤

(1) 政治的暴力行為防止法案等の概要

破防法成立から9年後の1961（昭和36）年、團藤は治安立法に関して再度国会で自らの持論を述べることになる。1960（昭和35）年10月の浅沼稲次郎暗殺事件や翌61（昭和36）年2月の嶋中事件などの右派テロに対して議員立法として提案されてきたのが政治的暴力行為防止法（自民党案、以

下「防止法案」と呼ぶ）、政治テロ行為処罰法案（社会党案、以下「処罰法案」と呼ぶ）である。このうち防止法案は同年6月3日に衆議院において修正可決されたが、参議院において採決に至らなかった。

両案の違いは主として団体規制の有無にあり、防止法案には団体規制条項が設けられていた。両案の特徴をあげれば、防止法案は、政治的暴力行為⁷⁾が団体の活動として、あるいは団体の活動に関連して行われた場合に、政治的暴力行為を行った役職員・構成員、団体に、団体のためにする行為ならびに団体活動の禁止措置を可能とし（殺人の場合は6か月以内、それ以外の政治的暴力行為は4か月以内）、機関紙等の発行禁止措置、団体の解散が盛り込まれていた。これに対して処罰法案は、団体規制に関する規定を設けず、「厳罰主義の威力力によってテロ犯罪の一般予防を」図ろうとするものである。テロ殺人罪（既遂、未遂、予備、陰謀罪）を規定し、刑を加重して重罰化を行っている（テロ殺人の教唆、扇動を独立罪として重罰化している）。以下、第三十八回国会衆議院法務委員会議録第十四号に基づいて團藤の主張を整理する。

(2) 團藤の主張

團藤は、1961（昭和36）年5月22日に参考人として再び衆議院法務委員会の席上に立つことになった⁸⁾。團藤は、まず防止法案について「破防法の拡張」であるとその性格を分析している。そして同法案の問題点を3つに分けて論じている。一つ目に問題となるのが、政治的暴力行為の定義規定において破防法になかった「思想的信条」という文言が入り、適用範囲が大幅に拡大しており乱用の心配があるということである。二つ目の問題点は、団体規制に関する規定であり、特定の要件を満たせば一定期間の活動制限を付加できる文言になっているが、このような制限は適当ではなく、一つ一つの集団の行為が合法か非合法か、行為ごとに規制を加えなければ憲法の保障する表現の自由あるいは集会の自由等の精神に反する恐れがあるということである。三つ目の問題点としては、刑の加重をしても行為者の英雄的気持ちを満足さ

せるだけにならないかということである。

また処罰法案について、團藤は、団体規制が除かれている点で防止法より支持できるとしながら、罰則の作り方に対して非常な疑問を持たざるを得ないと主張する。

團藤は最後に、現行法の運用によってまかなっていくことが望ましく、両案ともに消極的である旨主張するのである。

4、史料の紹介・仮目録

では、小稿で取り扱う史料（文書類）の位置付けを行うとともに重要史料について一言する。最後に仮目録（表1）を提示し、史料ごとに簡単な説明を加えていきたい。

(1) 史料の位置付け

本史料は、團藤が関わった破防法を中心とする戦後治安立法の成立過程に関して彼自身が収受・整理したもの、記述したものである。

具体的には、先に解説で述べた1952（昭和27）年4月30日の衆議院法務委員会公聴会に関する史料、そして参考人として出席した1961（昭和36）年5月22日の衆議院法務委員会に関する史料である。同史料は「破防法立法経過」と題するボール紙に包まれており、内部に裸の状態のまま所収されているものと封筒におさめられているもの（衆議院の封筒）から構成されている。

法律案や配布資料などの国会審議に関連する紙史料が中心であるが、鉛筆のメモ書きがあるものや、團藤の国会での立論のベースとなった構想メモや原稿などが含まれており、團藤の思考が治安立法をめぐるどの様に展開されたかを検討する

上で重要なものを含んでいる。また、他の東大法学部教官との破防法をめぐる懇談会に関する史料が存在する。後掲する「破防法案研究会進行表」と題した史料（No.45）は、破防法案のねらいや、内容分析（逐条審議、外国立法例との対照、運用上の諸問題、他に選ぶ方策などを討議）を行った会合の日程、次第である。本簿冊史料上、参加者は不明であるが、團藤の日記（手帳）の該当頁⁹⁾を参照すると「破壊活動防止法案懇談会 4、30」との書込みがあり、鶴飼、磯田、辻、團藤が参加者であることが判明する。なお、この研究会議論の内容は、「ジュリスト」第10号に「破防法の糾明」題して公表されている。法学者が治安立法に組織的に抵抗しようとした活動の形跡をうかがい知ることができよう。

支持体に関しては、ザラ紙や新聞紙の多くがヤケや剝離の劣化を伴っており保存のための処置が必要である。

(2) 重要史料

本史料で筆者がとりわけ重要と考えるのが上記の手稿やメモである。

なかでも平凡社の『世界文化年鑑』のために書き起こした破防法についての手稿は、注目に値する。同稿は、破防法審議を総括して書かれたものである。立法経緯から始まり、細かな問題点を簡潔かつ丁寧 に記すとともに、将来の見通しにまで言及している。

(3) 各史料の説明

史料群は、前半（No.1～54）までが、破防法案の成立過程に関するもの。後半（No.55～89）までが、防止法、処罰法の審議に係るものである。

表 1

(1)

	史料件名	支持体	備考（形式）	備考（内容）
No.1	団体等規制法案に対する意見（案）	ザラ紙	クリップ留め、57枚	
No.2	濠洲共産党解散法に対する判決要旨	ザラ紙	ステイプラー留め、42枚	
No.3	『経済往来』（昭和27年5月号）			背表紙に「破防法案」とペン書き

(2)

	史料件名	支持体	備考（形式）	備考（内容）
No.4	信書（昭和27年12月11日付）			平凡社より原稿締切通知
No.5	書簡（昭和27年11月27日付）			平凡社より
No.6	封筒（昭和27年10月22日付）			中身なし
No.7	執筆要項	ザラ紙		
No.8	朝日新聞（昭和27年6月4日付）	新聞紙		赤線引きあり、劣化傾向
No.9	朝日新聞（昭和27年6月6日付）	新聞紙		赤線引きあり、劣化傾向
No.10	朝日新聞（昭和27年6月18日付）	新聞紙		赤線引きあり、劣化傾向
No.11	朝日新聞（昭和27年6月19日付）	新聞紙		赤線引きあり、劣化傾向
No.12	官報・号外（昭和27年5月15日付）	ザラ紙		「團藤」と1面右上に鉛筆書き、「破壊活動防止法法案（衆院通過の□）」とペン字あり、鉛筆書き多数
No.13	新大阪（夕刊）（昭和27年5月12日）	新聞紙		
No.14	新大阪（夕刊）（昭和27年5月14日）	新聞紙		
No.15	新大阪（夕刊）（昭和27年5月11日）	新聞紙		
No.16	名刺		1枚	新大阪新聞記者
No.17	封筒		衆議院のもの	
No.18	衆議院用箋	薄紙	1枚	「團藤先生に対する質疑」と題し議員の名前が7人分鉛筆書き
No.19	手稿	原稿用紙	22枚（勁草書房用箋）	世界文化年鑑（1953年度版）原稿
No.20	破壊活動防止法案	ザラ紙	24頁、ステイプラー2点留め、内部に讀賣新聞（6月3日付）切り抜きあり	表紙に「團藤」のペン字、同じく衆議院法務委員会、印刷の□と記述あり、鉛筆によるメモあり
No.21	中核自衛隊の組織と戦術	ザラ紙	40頁、ステイプラー1点留め	
No.22	衆議院法務委員公聴会	ザラ紙	2枚、ステイプラー1点留め	公聴会次第、「團藤」とペン字書きあり、その他ペン字目もあり
No.23	五全協以降の武装綱領実現に関する指令、報告通達	ザラ紙	16頁、ステイプラー2点留め	

	史料件名	支持体	備考（形式）	備考（内容）
No.24	（上記の）第2分冊	ザラ紙	24頁、ステイプラー 2点留め	「五部作の第二」と記載あり
No.25	（上記の）第3分冊	ザラ紙	18頁、ステイプラー 2点留め	「五部作の第三」と記載あり
No.26	（上記の）第4分冊	ザラ紙	16頁、ステイプラー 2点留め	「五部作の第四」と記載あり
No.27	破壊活動防止法案の提案理由	ザラ紙	5頁、ステイプラー 2点留め	「團藤」とペン字あり
No.28	公安調査庁設置法案の提案理由	ザラ紙	1枚	「團藤」とペン字あり
No.29	公安審査委員会設置法案提案理由	ザラ紙	1枚	
No.30	公安審査委員会設置法	ザラ紙	9頁、ステイプラー 2点留め	法律案、「團藤」のペン字あり
No.31	公安調査法設置法	ザラ紙	21頁、ステイプラー 2点留め	法律案、「團藤」のペン字あり
No.32	メモ	ノート	1枚	両面に渡りペン字でメモ書き、法務委員会での公述の構想メモと思われる
No.33	朝日新聞（昭和27年5月7日付）	新聞紙		
No.34	世界文化年鑑項目表	ザラ紙（良）	8頁	
No.35	世界文化年鑑記事見本	ザラ紙（良）	4頁	
No.36	世界文化年鑑依頼書	ザラ紙（良）	1枚	破壊活動防止法の項依頼
No.37	名刺		1枚	平凡社「世界文化年鑑」編集部員
No.38	破壊活動防止法案の批判（案）	ザラ紙	5枚、ステイプラー 1点留め	「團藤」とペン字あり
No.39	破壊活動防止法案の批判（案）	ザラ紙	5枚、ステイプラー 1点留め	赤字、ペン字のメモ多数あり
No.40	破壊活動防止法案	ザラ紙	27頁、ステイプラー 1点留め	「團藤」のペン字あり、裏面にペン字メモ5行
No.41	座談会についてのお願い	薄紙（タイプ）	1枚	破防法座談会（4月15日開催）の案内
No.42	治安立法立案経過	ザラ紙	3枚、ピン留め	赤線あり
No.43	毎日新聞（昭和27年2月29日付）	新聞紙		特別保安法案成案の記事、「団体」との文言に線引き、「團藤」とペン字あり

	史料件名	支持体	備考（形式）	備考（内容）
No.44	破防法案研究会進行表（1952年4月15日付）	薄紙（タイプ）	1 枚	
No.45	破壊活動防止法案に関する申入書	薄紙（タイプ）・ザラ紙	4 枚（うち 2 枚ザラ紙）、ステイプラー 1 点留め	武藤武雄（労働法規改悪反対闘争委員会・日本労働組合総評議会議長）名で起案された吉田茂総理宛申入書
No.46	封筒		1 通	中身なし
No.47	毎日新聞（昭和27年4月2日付）	新聞紙		
No.48	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法	ザラ紙	4 枚、ステイプラー 1 点留め	赤字メモ多数
No.49	特別保安法に関する研究結論（案）	ザラ紙	12頁、ステイプラー 1 点留め	「戒能教授起草」とある、青字メモ多数
No.50	（上記の）訂正書	ザラ紙	4 枚、ステイプラー 1 点留めステイプラー 1 点留め	赤字、ペン字によるメモ多数あり
No.51	特別保安法案補遺	ザラ紙	5 枚、ステイプラー 1 点留め	
No.52	アサヒニュース（1952年3月3日付）	新聞紙		日米行政協定全文の記事あり、線引きあり
No.53	特別保安法に関する研究結論（案）	ザラ紙	12頁、ステイプラー 1 点留め	No.49と同じもの、ペン字メモ多数
No.54	「特別保安法」について	ザラ紙	4 枚、ステイプラー 1 点留め	「金子一」との記載、毎日新聞とのメモあり
No.55	毎日新聞切り抜き（昭和35年12月28日付）	新聞紙		赤字で日付、「毎日」、「暴力取締法案」検討
No.56	朝日新聞切り抜き（昭和35年12月28日付）	新聞紙		赤字で「朝日」、「暴力取り締まりに立法」
No.57	毎日新聞切り抜き（昭和36年2月17日付）	新聞紙		鉛筆字で日付、「毎日」、「極刑でテロ根絶期す」
No.58	朝日新聞切り抜き（昭和36年2月17日付）	新聞紙		鉛筆字で日付、「朝日」、「社会党今国会に提出 テロ防止法案まとまる」
No.59	第38回国会衆議院法務委員会議録第14号		34頁	
No.60	政治テロ行為処罰法案の提案理由説明	ザラ紙	4 枚	
No.61	第38回国会衆議院法務委員会議録第11号（その1、その2）		14枚	
No.62	政治的暴力行為防止法案の提案理由説明	ザラ紙	15頁、ステイプラー 2 点留め	線引きあり

	史料件名	支持体	備考（形式）	備考（内容）
No.63	「警察資料」の公表にあたって一解説—		46頁	
No.64	官報・号外（昭和36年5月17日）第38回国会衆議院会議録		24頁	
No.65	「政治的暴力行為防止法」はなぜ必要か—法案提出の経緯と目的—		23頁	表紙に團藤所蔵印あり、内部に民社党よりの便り
No.66	メモ		1枚	国会参考人質疑を想定した構想メモか
No.67	政治的暴力行為防止法案			法律案、鉛筆書き多数
No.68	政治テロ行為書別法案			法律案、鉛筆書き多数
No.69	政防法討論資料（1961年6月20日付）		11頁	東大法学部緑会委員会発行
No.70	封筒		1通	衆議院のもの
No.71	朝日新聞（昭和36年6月8日付）	新聞紙	部分	
No.72	朝日新聞（昭和36年6月6日付）	新聞紙	部分	
No.73	朝日新聞（昭和36年6月7日付）	新聞紙	部分	
No.74	毎日新聞（昭和36年5月23日付）	新聞紙	部分	團藤記事に赤線
No.75	朝日新聞（昭和36年5月30日付）	新聞紙	部分	
No.76	毎日新聞（昭和36年6月1日付）	新聞紙	社説のみ	
No.77	朝日新聞切り抜き（昭和36年6月1日付）	新聞紙		日付のメモあり
No.78	毎日新聞（昭和36年6月3日付）	新聞紙		
No.79	朝日新聞（昭和36年6月3日付）	新聞紙		
No.80	朝日新聞（昭和36年6月4日付）	新聞紙		
No.81	毎日新聞切り抜き（昭和36年6月4日付）	新聞紙	社説のみ	
No.82	毎日新聞切り抜き（昭和36年6月4日付）	新聞紙		日付・毎日とメモあり、「政防法 参院自民の方針」
No.83	朝日新聞（昭和36年6月3日付）、夕刊	新聞紙		

(6)

	史料件名	支持体	備考（形式）	備考（内容）
No.84	東京新聞（昭和36年6月4日付）	新聞紙	部分	
No.85	毎日新聞切り抜き（昭和36年6月3日付）、夕刊	新聞紙		「アラシ呼んだ「政防法案」解説」
No.86	毎日新聞切り抜き（昭和36年6月4日付）	新聞紙		「首相と集団面会政防法案など社党が申し入れ」
No.87	封筒		1 通	衆議院のもの
No.88	書簡（昭和36年6月5日付）		1 通	日本学術会議学問・思想の自由委員会より、政防法案についての検討結果の報告書（團藤が説明）
No.89	書簡（昭和36年5月29日付）		1 通	日本学術会議よりの会議出席依頼書（政防法案の説明について）
No.90	封筒		1 通	中身なし、ADMINISTRATIVE OFFICE OF THE UNITED STATES COURTS の封筒、「弥生町二ダンドウゲミツ君」と青鉛筆字あり
No.91	封筒		1 通	中身なし、JOURNAL OF CRIMINAL LAW, CRIMINOLOGY, & POLICE SCIENCE の封筒、「弥生町ノ二」と赤鉛筆字あり
No.92	合衆国法典 タイトル五〇 第四章防諜	ザラ紙	14枚、ステイプラー 1 点留め	
No.93	31.Unlawfully obtaining to be obtained information affecting national defence.で始まる書面	ザラ紙	8 枚、ステイプラー 1 点留め	

No.1は、破防法制定以前に議論されていた団体規制法案に対する意見をまとめたものである。

No.2は、オーストラリアにおける共産党の解散法に対して高等法院が同法の無効を判決した内容をまとめたものである。

No.3は、破防法案の全文を掲載した雑誌である。

No.4～5は、平凡社より「世界文化年鑑（1953年度版）」への執筆依頼（破防法の項目）と締切を通知した書面である。

No.6は、（略）

No.7は、上記「世界文化年鑑」の執筆要項であ

る。

No.8～10は、破防法案審議の経過について書かれた新聞記事である。

No.12は、破防法の審議過程、破防法案を示すものである。

No.13～15は、破防法に関して團藤を取材したことがうかがわれる新大阪新聞の記事である。

No.16は、新大阪新聞記者の名刺である。

No.17は、（略）

No.18は、1952年4月30日に公述人として参席した衆議院法務委員会で團藤に質疑を行うことが

予定されていた議員7名の氏名・所属政党を鉛筆書きした書面である。

No.19は、團藤が「世界文化年鑑」のために執筆した破防法に関する原稿である。

No.20は、タイプされた破防法案である。鉛筆字によるメモ書きが見られる。

No.21、23～26は破防法案審議のために国会で配布されたであろう日本共産党の活動状況に関する報告書である。

No.22は、衆議院法務委員会公聴会の次第である。團藤による自筆のサインが見られる。

No.27～29は、破防法案、公安調査庁設置法案、公安審査委員会設置法案の提案理由書である。

No.30～31は、公安審査委員会設置法、公安調査庁設置法の法律案である。團藤による自筆のサインが見られる。

No.32は、ノートの切れ端に書かれた團藤自筆のメモである。内容は、衆院法務委員会公聴会における立論構成が書かれたものと思われる。内容が図式化されている。

No.33、43、52は、破防法案の審議経過を伝える新聞記事である。

No.34～37は、平凡社の「世界文化年鑑」執筆に関するものである。

No.38～39は、破防法案への批判を内容とする同内容の文書である。ただし、38には、團藤による自筆のサインがあり、39には赤字、黒ペン字による多数の書込みが見られる。

No.40は、破防法の法律案である。團藤による自筆のサインがあり、裏面にペン字のメモが記されている。

No.41、44は、1952年4月15日に開催された破防法研究会（座談会）に関する次第等の文書である。

No.45は、破防法案に関して吉田茂総理大臣へ向けた申入書である。

No.46は、(略)

No.48は、日米安保条約第3条に基づく行政協定に伴う刑事特別法案である。こちらが史料群中あるのかは判然としない。

No.49～54は、破防法案の前身である特別保安法に関して批判的検討を加える文書である。

No.55～58は、71～86は政治的暴力行為防止法の審議経過に関する記事である。

No.59～64は、防止法案、処罰法案の審議過程に関する文書である。

No.65は、1961（昭和36）年5月22日、團藤が防止法案、処罰法案審議のために参考人として参席した衆議院法務委員会における立論構想を記したと思しきメモである。

No.67～68は、防止法・処罰法の法律案である。鉛筆字による書込みが多数見られる。

No.69は、東大法学部緑会（自治会）による防止法議論の資料である。

No.88～89は、日本学術会議学問・思想自由委員会より團藤に宛てた防止法の説明を求める会議出席依頼書と、説明の内容をまとめた報告書である。

6、むすびにかえて

小稿においては、團藤が戦後の治安立法審議において学界を代表する研究者の一人として意見を述べてきた活動について簡単に振り返るとともに、どのような関係史料が存在するのか明らかとした。小稿を記述するのにあたって著者は史料の中の團藤の言説を振り返ったが、そこで見えてきたのは、息苦しかった戦中を乗り越え、始まって間もない戦後の民主主義や多様な価値が形作る新しい日本の社会を守りたいという團藤の姿、矜持であった。

研究者として研究活動を行う上で表現の自由、言論の自由、結社の自由がどれほど尊いものであるかを痛感していた團藤は、破防法が成立した後にも、その内在する危険性と問題点を広く社会へ伝える重要な役割を果たしてきたのではないかと筆者は考える。

破防法成立後も同法の「改廃を諦めない」という團藤の反骨精神は、学問のあり方を探求する研究者にとって、ゆるぎない道標となろう。筆者は、今後も團藤が学問や人間とどの様に向き合い生きてきたのか、史料の世界から明らかにしていきたいと考えている。

注

- 1) 関之『破壊活動防止法の解説』（文化研究社・1952年7月）76頁参照。なお本書の著者は、破防法案審議の政府委員を務めた法務府特別審査局次長である。
- 2) 衆議院では、法曹界から松下正寿（弁護士）、清瀬一郎（弁護士）、長野国助（日本弁護士連合会会長）、学界から團藤重光（東京大学教授）、平野義太郎（日本学術会議会員）、鶴飼信成（東京大学教授）、言論界から西島芳二（朝日新聞東京本社論説副主幹）、山根眞治郎（徳島新聞顧問）、阿部眞之助（評論家）、眞杉静枝（評論家）、農業界から大森真一郎（日本農民組合事務局長）、労働界から菊川忠雄（日本労働組合総同盟総主事）、吉田資治（全日本産業別労働組合会議議長）、財界から原安三郎（日本化学工業協会会長）、河原亮三郎（東京芝浦電気株式会社労働部長）、文学界から石川達三（日本文芸協会理事長）、そして女性団体代表として櫛田フキ（婦人民主倶楽部委員長）が公述人として意見を述べ、参議院では、労働界から長谷部儀助（日本労働組合総評議会法規対策部長）、法曹界から鈴木多人（弁護士）、塚崎直義（弁護士）、海野晋吉（弁護士・自由人権協会理事長）、学界から瀧川幸辰（京都大学教授）、戒能通孝（早稲田大学教授）が同様に公述人として意見を述べた。
- 3) 團藤の公述に対して質疑を行ったのは、佐藤昌三法務委員長のほか、田嶋好文（自由党）、山口好一（自由党）、古島義英（自由党）、大西正男（改進黨）、田中堯平（共産党）、梨木作次郎（共産党）、猪俣浩三（社会党左派）の各氏である。
- 4) 第十三回国会衆議院法務委員会会議録第一号、15頁。
- 5) 團藤は、旧新聞紙法が有罪判決の言渡しと同時に新聞紙の発刊停止処分を可能とする規定があり、破防法案も「その線でいくべき」と指摘している。
- 6) 『世界文化年鑑（1953年度版）』『破壊活動防止法の項]のための團藤の手稿（表1史料No.19（團藤文庫所蔵））参照。
- 7) 防止法案における政治的暴力行為とは、4条に規定される（法案提案理由書参照）。
「政治上の主義若しくは施策又は思想的信条を推進し、支持し、又はこれに反対する目的を持ってなされる次の行為である。
イ、殺人
ロ、傷害
ハ、逮捕監禁
ニ、強要
ホ、暴力行為等処罰に関する法律第1条第1項に規定する体様の集団的暴行、脅迫、器物損壊
ヘ、国会又は総理官邸への暴行、脅迫その他暴力的手段による不法侵入
ト、特定の者が、殺人をなすおそれがあることを予見しながら、その者に対し継続または反復して、特定の他人を殺すことの正当性または必要性を主張する行為。ただし、その特定の者がその影

響を受けて、殺人を実行するに至った場合に限る

チ、殺人の予備、陰謀、教唆、扇動。傷害の教唆、せん動。国会等への侵入の教唆、せん動」

- 8) 他の参考人は、小野清一郎（弁護士）、戒能通孝（都立大学教授）、田上穰治（一橋大学教授）、藤原弘達（明治大学教授）、毛受信雄（弁護士）、種橋茂（日本労働組合総評議会法規対策部長）、真野毅（弁護士）、武藤光朗（中央大学教授）、小木貞一（専門員）の各氏である。
- 9) 團藤の日記によれば当初、この研究会は、1952（昭和27）年4月14日、学士会館で開催される予定であったが、一日延期し、葦陽倶楽部で開催したとのことである（表記は「イヨウクラブ」）。